

## **(2) 公共工事の発注者としての共通認識の確認**

- **建設現場における働き方改革への取り組み**
- **業務・工事の発注サイクル**



# 建設現場における 働き方改革への取り組み

# 建設事業をとりまく課題と対策(働き方改革)

## ◎課題(背景)

- ◆ 建設業者数、建設就業者数の減少
- ◆ 従事者は60代が多く10年後には大半が引退
- ◆ 若年入職者の不足
- ◆ 全産業平均より年間300時間以上の長時間労働
- ◆ 他産業では一般的な週休2日も未確保
- ◆ 気候変動により、自然災害が頻発、激甚化
- ◆ 社会資本の老朽化(維持管理の必要性)

## ◎対策

### 生産性の向上

- ◆ ICT技術の全面的な活用
- ◆ 規格の標準化(Co工)
- ◆ 施工時期の平準化

### 現場環境の改善

- ◆ 快適トイレ
- ◆ 週休2日の促進(適切な工期設定)
- ◆ 安全衛生(安全な現場)

### 適正利潤の確保

- ◆ 適切な設計変更
- ◆ 予定価格の適正な設定
- ◆ 技術と経営に優れた業者の評価・選別

### 担い手の確保(労働力不足の解消)

◆ 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図り、災害対応、インフラ整備・メンテナンス等の役割を果たし続けるためにも**建設業の働き方改革を強化**していくことが必要。

# 建設業働き方改革加速化プログラム(平成30年3月20日策定・公表)

- 日本全体の生産年齢人口が減少する中、建設業の担い手については概ね10年後に団塊世代の大量離職が見込まれており、その持続可能性が危ぶまれる状況。
- 建設業が、引き続き、災害対応、インフラ整備・メンテナンス、都市開発、住宅建設・リフォーム等を支える役割を果たし続けるためには、これまでの社会保険加入促進、担い手3法の制定、i-Constructionなどの成果を土台として、働き方改革の取組を一段と強化する必要。
- 政府全体では、長時間労働の是正に向けた「適正な工期設定等のためのガイドライン」の策定や、「新しい経済政策パッケージ」の策定など生産性革命、賃金上げの動き。また、国土交通省でも、「建設産業政策2017+10」のとりまとめや6年連続での設計労務単価引上げを実施。
- これらの取組と連動しつつ、建設企業が働き方改革に積極的に取り組めるよう、労務単価の引上げのタイミングをとらえ、平成30年度以降、下記分野で従来のシステムの枠にとらわれない新たな施策を、関係者が認識を共有し、密接な連携と対話の下で展開。
- 中長期的に安定的・持続的な事業量の確保など事業環境の整備にも留意。

※今後、建設業団体側にも積極的な取組を要請し、今夏を目途に官民の取組を共有し、施策の具体的展開や強化に向けた対話を実施。

## 長時間労働の是正

罰則付きの時間外労働規制の施行の猶予期間(5年)を待たず、長時間労働是正、週休2日の確保を図る。特に週休2日制の導入にあたっては、技能者の多数が日給月給であることに留意して取組を進める。

### ○週休2日制の導入を後押しする

- ・公共工事における週休2日工事の実施団体・件数を大幅に拡大するとともに民間工事でもモデル工事を試行する
- ・建設現場の週休2日と円滑な施工の確保をともに実現させるため、公共工事の週休2日工事において労務費等の補正を導入するとともに、共通仮設費、現場管理費の補正率を見直す
- ・週休2日を達成した企業や、女性活躍を推進する企業など、働き方改革に積極的に取り組む企業を積極的に評価する
- ・週休2日制を実施している現場等(モデルとなる優良な現場)を見える化する

### ○各発注者の特性を踏まえた適正な工期設定を推進する

- ・昨年8月に策定した「適正な工期設定等のためのガイドライン」について、各発注工事の実情を踏まえて改定するとともに、受発注者双方の協力による取組を推進する
- ・各発注者による適正な工期設定を支援するため、工期設定支援システムについて地方公共団体等への周知を進める

## 給与・社会保険

技能と経験にふさわしい処遇(給与)と社会保険加入の徹底に向けた環境を整備する。

### ○技能や経験にふさわしい処遇(給与)を実現する

- ・労務単価の改訂が下請の建設企業まで行き渡るよう、発注関係団体・建設業団体に対して労務単価の活用や適切な賃金水準の確保を要請する
- ・建設キャリアアップシステムの今秋の稼働と、概ね5年で全ての建設技能者(約330万人)の加入を推進する
- ・技能・経験にふさわしい処遇(給与)が実現するよう、建設技能者の能力評価制度を策定する
- ・能力評価制度の検討結果を踏まえ、高い技能・経験を有する建設技能者に対する公共工事での評価や当該技能者を雇用する専門工事企業の施工能力等の見える化を検討する
- ・民間発注工事における建設業の退職金共済制度の普及を関係団体に対して働きかける

### ○社会保険への加入を建設業を営む上でのミニマム・スタンダードにする

- ・全ての発注者に対して、工事施工について、下請の建設企業を含め、社会保険加入業者に限定するよう要請する
- ・社会保険に未加入の建設企業は、建設業の許可・更新を認めない仕組みを構築する

※給与や社会保険への加入については、週休2日工事も含め、継続的なモニタリング調査等を実施し、下請まで給与や法定福利費が行き渡っているかを確認。

## 生産性向上

i-Constructionの推進等を通じ、建設生産システムのあらゆる段階におけるICTの活用等により生産性の向上を図る。

### ○生産性の向上に取り組む建設企業を後押しする

- ・中小の建設企業による積極的なICT活用を促すため、公共工事の積算基準等を改善する
- ・生産性向上に積極的に取り組む建設企業等を表彰する(i-Construction大賞の対象拡大)
- ・個々の建設業従事者の人材育成を通じて生産性向上につなげるため、建設リカレント教育を推進する

### ○仕事を効率化する

- ・建設業許可等の手続き負担を軽減するため、申請手続きを電子化する
- ・工事書類の作成負担を軽減するため、公共工事における関係する基準類を改定するとともに、IoTや新技術の導入等により、施工品質の向上と省力化を図る
- ・建設キャリアアップシステムを活用し、書類作成等の現場管理を効率化する

### ○限られた人材・資機材の効率的な活用を促進する

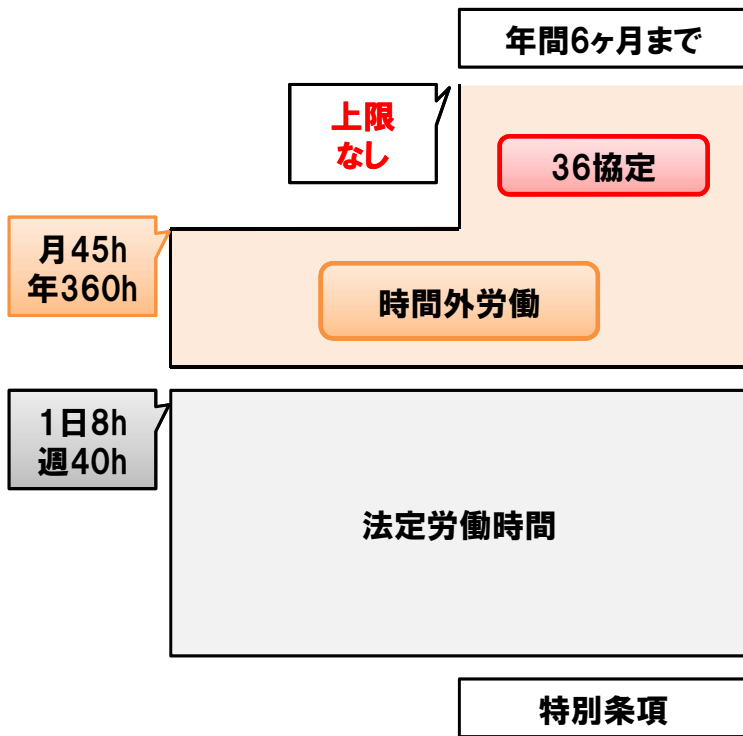
- ・現場技術者の将来的な減少を見据え、技術者配置要件の合理化を検討する
- ・補助金などを受けて発注される民間工事を含め、施工時期の平準化をさらに進める

### ○重層下請構造改善のため、下請次数削減方を検討する

# 改正労働基準法における建設業の時間外労働規制(平成30年度末まで)

平成30年度末まで

- ◆ 残業時間の上限規制なし
- ◆ 残業の原則、月45時間かつ年360時間(強制力なし)。建設の事業は除外。



36協定の限度

〈厚生労働大臣告示:強制力なし〉

- (1)・原則、月45時間かつ年360時間  
・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6か月まで)(特別条項)
- (2)・建設の事業は、(1)の適用を除外

原則

〈労働基準法で法定〉

- (1)1日8時間・1週間40時間
- (2)36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能
- (3)災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)

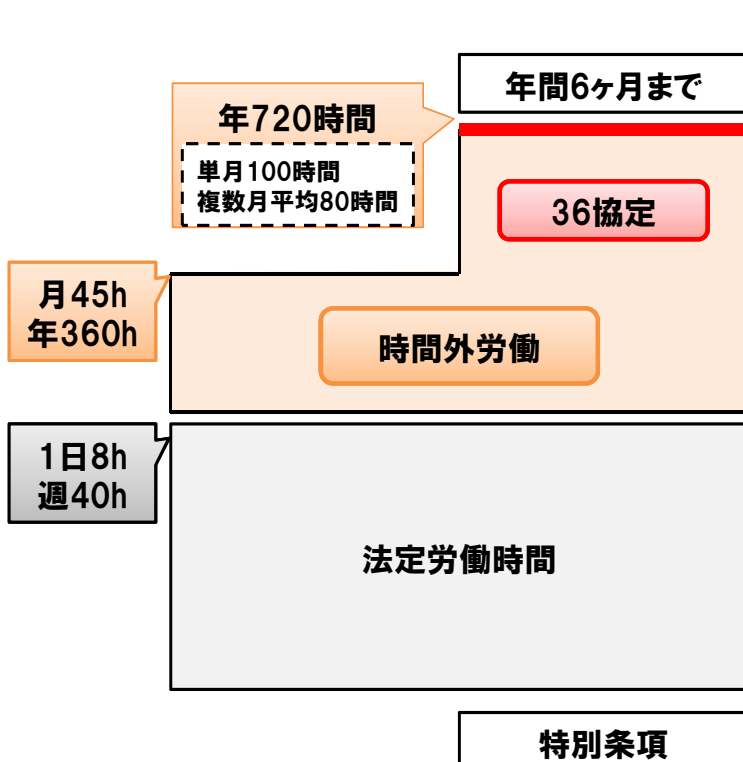
3

# 改正労働基準法における建設業の時間外労働規制(平成31年4月1日施行)

改正労働基準法(平成31年4月1日施行)

※ 罰則:6か月以下の懲役または30万円以下の罰金

- ◆ 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- ◆ 建設業においても、改正労働基準法の施行から5年後に罰則付きの時間外労働規制の適用



36協定の限度

〈労働基準法改正により法定:罰則付き〉

- (1)・原則、月45時間かつ年360時間  
・特別条項でも上回る事の出来ない時間外労働時間を設定
  - ① 年720時間(月平均60時間)
  - ② 年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回る事の出来ない上限を設定
    - a.2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日出勤を含む)
    - b.単月100時間未満(休日出勤を含む)
    - c.原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限
- (2)建設業の取り扱い  
・施行後5年間現行制度を適用  
・施行後5年以降一般則を適用。  
ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)②a.b.は適用しないが、将来的には一般則の適用を目指す。

原則

※ 変更なし

〈労働基準法で法定〉

- (1)1日8時間・1週間40時間
- (2)36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能
- (3)災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)

4

# 建設現場における週休2日の取り組み

- ◆ 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- ◆ 建設業は、改正労働基準法の施行から5年後に罰則付きの時間外労働規制の適用



- ◆ 罰則付きの時間外労働規制の施行の猶予期間(5年)を待たず、長時間労働是正、週休2日の確保を図ることが必要。

【参考】働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)抜粋

(現行の適用除外等取扱)

建設事業については、限度基準告示の適用除外とされている。これに対し、今回は、罰則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般則の施行期日の5年後に、罰則付き上限規制の一般則を適用する(ただし、復旧・復興の場合については、単月で100時間未満、2か月ないし6か月の平均で80時間以内の条件は適用しない)。併せて、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。5年後の施行に向けて、発注者の理解と協力も得ながら、労働時間の段階的な短縮に向けた取組を強力に推進する。

(取引条件改善など業種ごとの取組の推進)

建設業については、**適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保など、民間も含めた発注者の理解と協力が不可欠**であることから、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置するとともに、制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組に対し支援措置を実施する。また、技術者・技能労働者の確保・育成やその活躍を図るため制度的な対応を含めた取組を行うとともに、施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等により生産性の向上を進める。

## ①適切な工期設定

- ・準備・後片付け期間の見直し
- ・工期設定支援システムの導入
- ・余裕期間制度の活用
- ・工事工程の受発注者間での共有

## ②週休2日モデル工事の普及

- ・週休2日の実施に伴う経費を計上
- ・工事成績による加点

5

# 適切な工期設定 (準備・後片付け期間の見直し)

- 準備に要する期間は、主たる工種区分毎に以下に示す準備・後片付け期間を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定する。(通年維持工事は除く)

## 準備・後片付け期間の見直し

工種区分	準備期間 最低必要日数	後片付け期間 最低必要日数
河川工事	40日	20日
河川・道路構造物工事	40日	
海岸工事	40日	
道路改良工事	40日	
共同溝等工事	80日	
トンネル工事	80日	
砂防・地すべり等工事	30日	
鋼橋架設工事	90日	
PC橋工事	70日	
橋梁保全工事	60日	
舗装工事(新設工事)	50日	
舗装工事(修繕工事)	60日	
道路維持工事	50日	
河川維持工事	30日	
電線共同溝工事	90日	
ダム工事	90日	

6

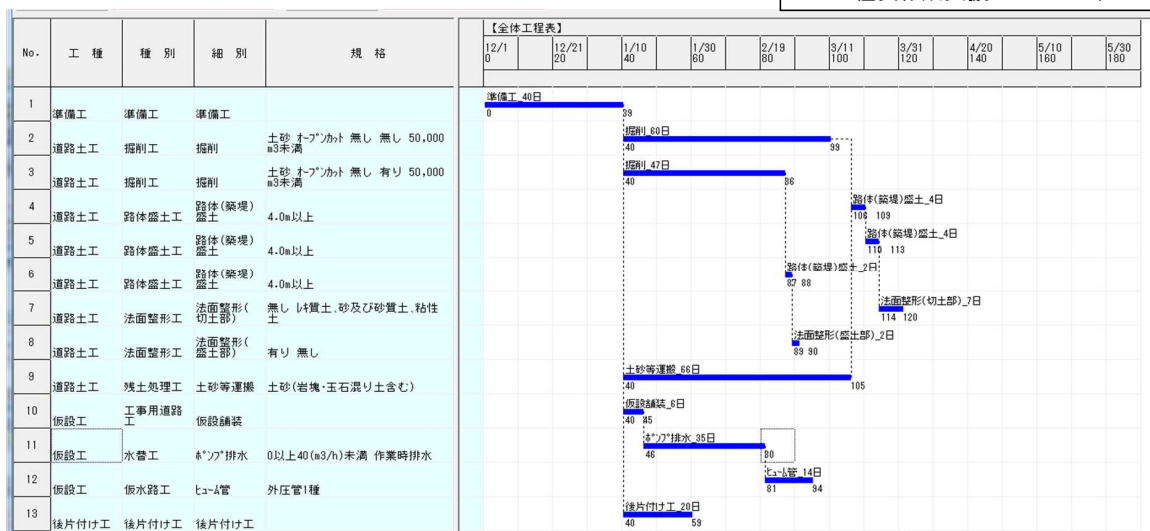
# 適切な工期設定（工期設定支援システム）

- ❑ 工期設定に際し、歩掛毎の標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出する工期設定支援システムを作成。
- ❑ 平成29年度より維持工事を除き原則的に全ての工事で適用。

## 工期設定支援システムの主な機能

- ① 歩掛毎の標準的な作業日数を自動算出
- ② 雨休率、準備・後片付け期間の設定
- ③ 工種単位で標準的な作業手順による工程を自動作成
- ④ 工事抑制期間の設定
- ⑤ 過去の同種工事と工期日数の妥当性のチェック

工程表作成支援システム（イメージ）



7

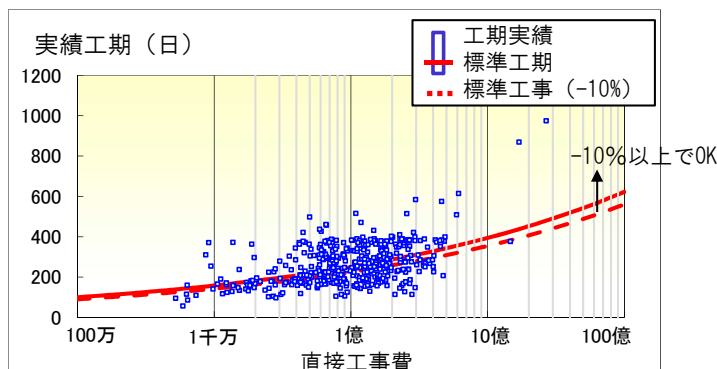
# 適切な工期設定（工期設定支援システム）

## 過去の同種工事の実績と比較し妥当性をチェック

- ・ 設定した工期を、過去の実績から作成した標準工期と比較し、現在設定している工期の妥当性を確認。
- ・ 標準工期と比較し、10%以上工期が短い場合は工程の妥当性を再確認。

例：道路改良工事（直接工事費：1億円）において  
工期設定支援システムを用いて工期を〇日を設定

過去の実績から作成した標準工期と自動的に比較



標準工期の-10%以下

標準工期の-10%以上

再確認

工期として設定

8

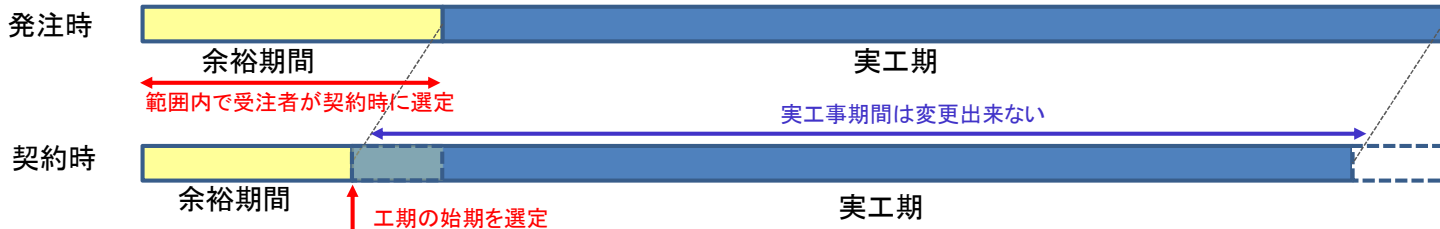
# 適切な工期設定（余裕期間制度の活用）

## 余裕期間制度

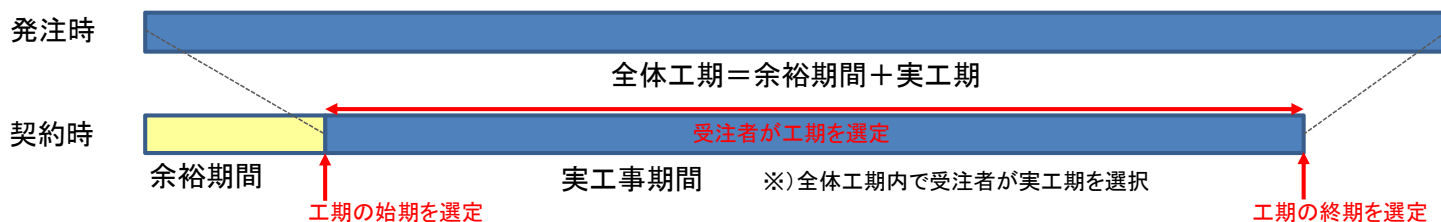
①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



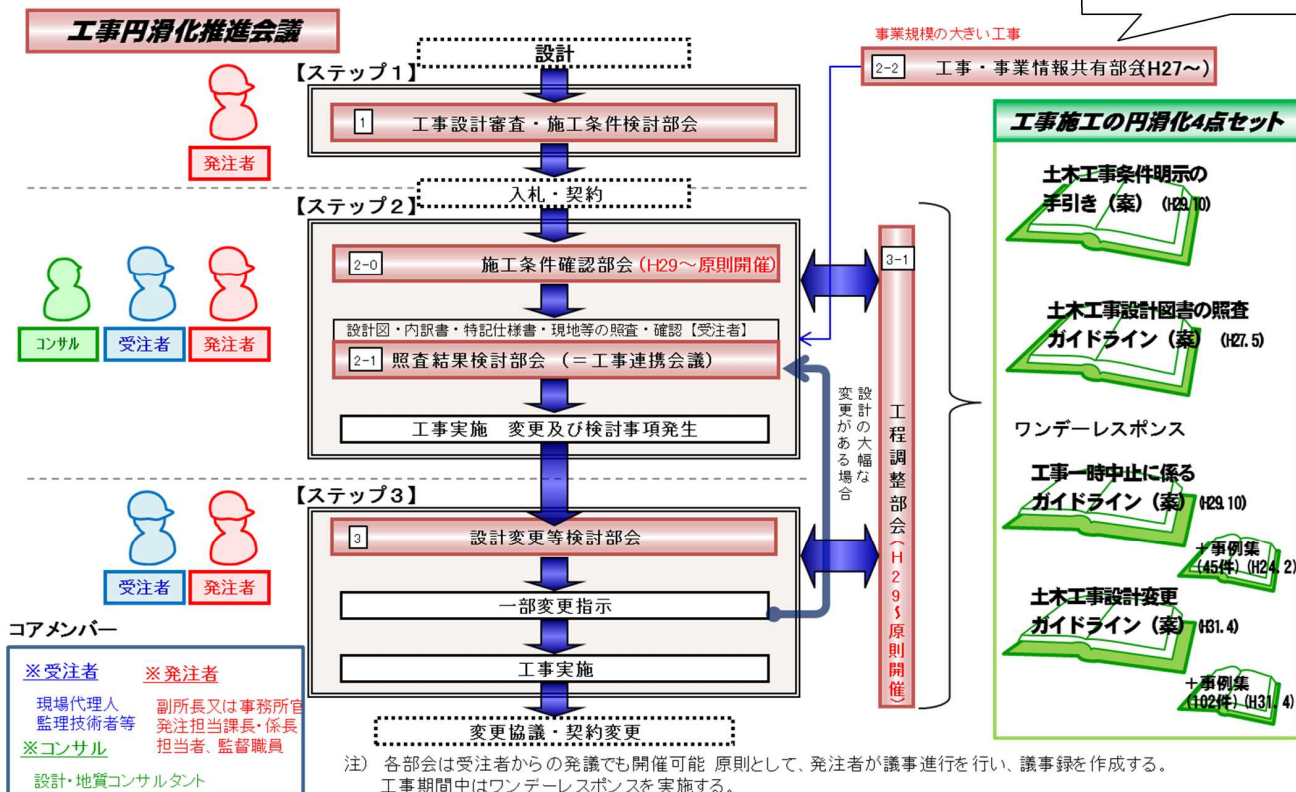
1. 余裕期間の長さ: 工期の40%を超えず、かつ、5ヶ月を超えない範囲
2. 技術者の配置:
  - (1) 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)
  - (2) 実工期・実工事期間： 技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

# 工事工程の受発注者間での共有（工事円滑化推進会議）

## 北陸地整における取組（「工事円滑化推進会議」の実施）

- ・工事の円滑化4点セットを活用した、工事円滑化推進会議の開催により発注者間のコミュニケーションの充実。(平成20年11月～)
- ・さらに平成27年度から規模の大きい事業の工事において「**工事・事業情報共有部会**」を試行。
- ・平成29年度より工事工程の調整により、効率的な工事の進捗・完成を図る「**工程調整部会**」及び「**施工条件確認部会**」を原則全ての工事で実施。

- ・元請け、下請けに関わらず参加。元請本社事務社員なども参加可。
- ・工事業の概要、目的、効果を共有する。
- ・必要に応じて地域の方も参加可。

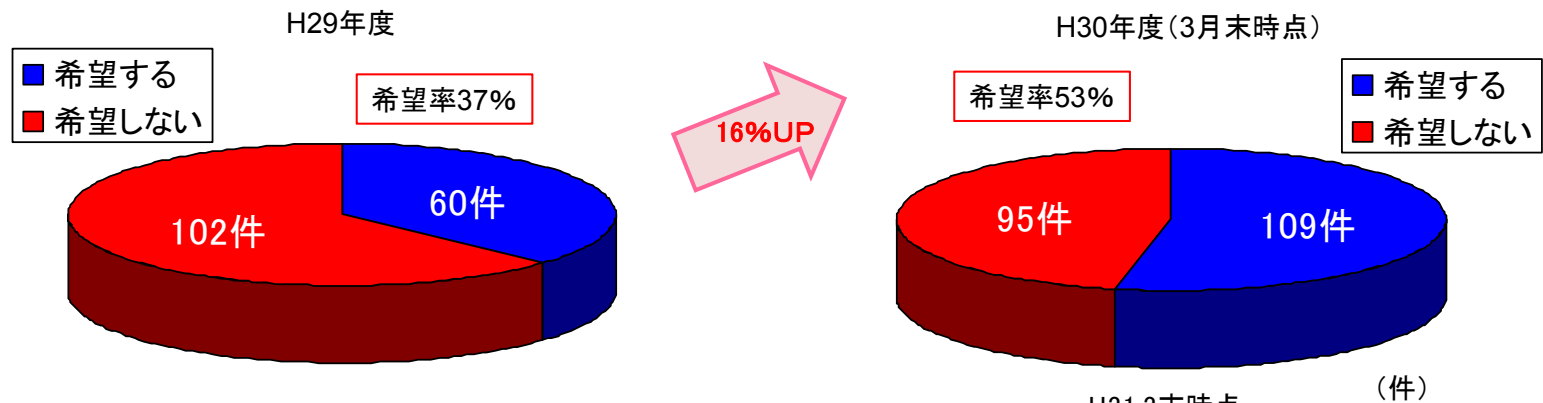




# 建設現場における週休2日 取り組み状況

- 週休2日 **対象工事**の適用を拡大し、働き方改革を推進
- 週休2日の取得に取り組む企業を拡大するため、**労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費**について、現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ、必要経費を計上
- また、**発注者指定方式の試行を新規に取り組み、施工条件確認部会・工程調整部会の原則開催及び工程共有強化型の試行を継続**

## ■週休2日モデル工事の取り組み状況(3月末時点 契約件数ベース) ※協議中の工事を除く



		契約件数(希望件数)		
		H29年度版運用	H30年度版運用	
受注者希望方式	標準型	154(54)	181(90)	
	工程共有強化型	8(6)	11(7)	
	小計	162(60)	192(97)	
発注者指定方式	標準型	—	12(12)	H30年度 新規
合計		162(60)	204(109)	
希望率		37%	53%	

※上表の数字は、協議中の工事を除く

11

## 週休2日に取り組む際の必要経費の計上

- 週休2日で施工する場合には、現状より工期が長くなり、**現場事務所等の土地代や安全施設のリース代等を含む共通仮設費**や**現場技術者の給与等を含む現場管理費**、**機械経費**が官積算の計上額とかい離する可能性
- 平成31年度は、平成30年度から試行している**労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率の補正を継続**し、週休2日の実施に伴い必要となる経費を適切に計上

### ■補正係数

	平成29年度	平成30年度、平成31年度		
	4週8休以上	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	—	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	—	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.01	1.03	1.04
現場管理費率	1.04	1.02	1.04	1.05

※ 建築工事は、労務費の補正のみ

※ 元下問わず参加しているすべての企業で**適正な価格での下請契約、賃金引上げの取組が浸透するよう、発注部局と建設業所管部局で連携**

※ 平成31年度は、平成30年度の補正係数を継続適用。

12

# 週休2日の取り組み内容一覧(発注機関別)

赤色:特筆事項

	整備局(H30.5)	新潟県(H31.1)	富山県(H31.4)	石川県(H30.10)	新潟市(H31.4)
週休2日の考え方	4週8休以上	原則、 毎週2日の休日	原則、 毎週2日の休日	原則、土日を休日	原則、 毎週2日の休日
緩和措置	工事着手から現場完了日までの対象期間中の現場閉所日数が対象	ただしやむを得ず確保できない場合は振替休日により4週6休相当以上とする	振替休日は、当該日を含む週及びその前後の週に限定	振替休日も可能	ただしやむを得ず確保できない場合は振替休日により4週6休相当以上とする
発注方式	・発注者指定方式 ・受注者希望方式	・受注者希望方式	・発注者指定方式 ・受注者希望方式	・発注者指定方式 ・施工者希望方式 ・その他	・受注者希望方式
対象工事	原則全ての工事 ※供用時期、施工時間、施工法に特別な制約があるものは除く	当初設計額が100万以上の土木工事 ※発注者が適さないと判断したものは除く	【発注者指定方式】 予定価格200万以上 ※現場条件に支障が無いこと、災害復旧工事でないこと 【受注者希望方式】 試行対象外でも受注者が現場着工前に希望した場合は試行対象とすることができる	【発注者指定方式】 当初設計額が600万以上及び発注者が指定した工事 【施工者希望方式】 発注者が指定した工事で契約後受注者からの提案・協議を経てモデル工事に変更する工事 【その他】 上記として発注していない工事において受注者から希望があり協議が整った場合、施工者希望方式と同様の取り扱いができる	当初設計額が100万以上の土木工事 ※発注者が適さないと判断したものは除く
補正対象	労務費 機械経費(賃料) 共通仮設費 現場管理費 4週8休・7休・6休	労務費 機械経費(賃料) 共通仮設費 現場管理費 4週8休・7休・6休	労務費 機械経費(賃料) 共通仮設費 現場管理費 4週8休・7休・6休	労務費 機械経費(賃料) 共通仮設費 現場管理費 4週8休	労務費 機械経費(賃料) 共通仮設費 現場管理費 4週8休・7休・6休
達成確認	現場閉所日数が対象期間×(6、7、8日)／(28日)以上	現場閉所日数が対象期間×(6、7、8日)／(28日)以上	現場閉所日数が対象期間×(6、7、8日)／(28日)以上	現場閉所日数が対象期間×(8日)／(28日)以上	現場閉所日数が対象期間×(6、7、8日)／(28日)以上
成績評価	加点有り ※4週8休以上は加点 ※4週6休、4週7休の場合は加点無し	加点有り ※工事現場、技術者が8日／28日を確保されている場合にそれぞれ加点(4週6休、4週7休の場合は加点無し)	加点有り ※完全週休2日(土日休日)、週休2日相当の場合で加点が異なる(4週6休の場合は加点無し)	加点有り ※週休2日達成で加点	加点有り ※工事現場、技術者が8日／28日を確保されている場合にそれぞれ加点(4週6休、4週7休の場合は加点無し)

13

## 【2019GW】週休2日推進に向けた取り組み

- ◆ 建設業全体のさらなる週休2日の取り組みを推進するためには、各発注機関の統一的な現場閉所に取り組むことが重要。
- ◆ 2019年ゴールデンウィークは、4/27(土)～5/6(月)の10連休。
- ◆ このような大型連休は滅多にないことから、平成31年2月28日開催の北陸ブロック発注者協議会(幹事会)において、北陸地方整備局から各発注機関が連携した統一的な現場閉所の取り組みを、北陸ブロック発注者協議会の各幹事会委員に提案。

H31.2.28

### 北陸ブロック発注者協議会(幹事会)

北陸地方整備局が各協議会委員に、連携した統一的な現場閉所の取り組みを提案

H31.3.5

### 北陸ブロック発注者協議会幹事会長

2019年GWにおける統一的な現場閉所の取り組みについて、賛同出来るか、各幹事会委員に確認

協議会委員:29機関  
うち、賛同21機関

H31.3.28

### 北陸ブロック発注者協議会幹事会長

2019年GWにおける統一的な現場閉所の取り組みについて再度周知

H31.4.5

### 北陸ブロック発注者協議会幹事会長

代表市町村以外の50市町村に、2019年GWにおける統一的な現場閉所の取り組みについて、新潟県・富山県・石川県を通じて参考にお知らせ

14

# 【2019GW】週休2日推進に向けた取り組み

- ◆ 2019年ゴールデンウィークは、4/27(土)～5/6(月)の10連休。
- ◆ 今後、建設業全体のさらなる週休2日の取り組みを推進するためには、各発注機関の統一的な現場閉所に取り組むことが重要。



## 北陸地方整備局管内の発注機関による統一的な取り組み

- 【取り組み内容】
- 建設業の働き方改革に向けた取り組み姿勢を示すため、発注機関が連携し、GW期間(10連休)の現場閉所を各発注機関から受注者へ提案。
  - GW期間全ての現場閉所が困難な場合は、土日やそれ以外の連続した日など一部期間を現場閉所とするよう受発注者間で調整。
  - 対象工事は、工期にGWが含まれる全ての工事。

4 月				5 月					
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
		昭和の日	国民の休日	天皇即位の日	国民の休日	憲法記念日	みどりの日	こどもの日	振替休日

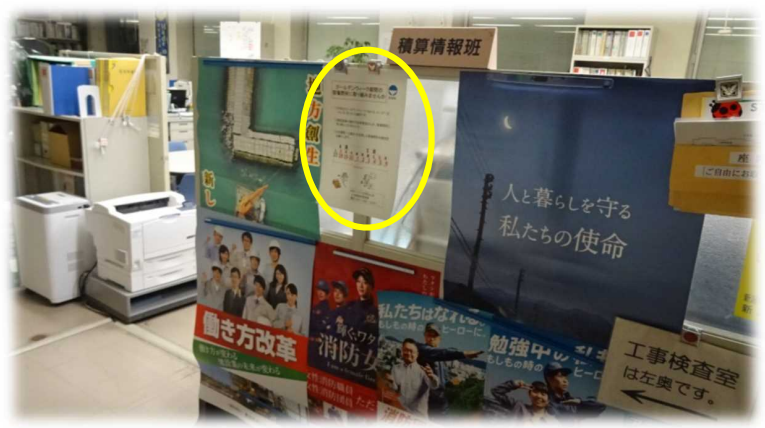
← 受発注者間で調整 →

# 【2019GW】週休2日推進に向けた取り組み状況(新潟県)

## 新潟県の取り組み状況

【アンケート結果より】

1. チラシの配布  
受注者への周知を図るため、チラシを監督員から現場代理人に提供。
2. チラシの掲載  
来庁者への周知を図るため、チラシを庁舎玄関口や執務室出入り口の周辺に掲載。



新潟県 チラシ

**ゴールデンウィーク期間の現場閉所に取り組みませんか**

新潟県

○今年のゴールデンウィーク(GW)は、4/27(土)～5/6(月)の10連休です。

○建設産業の働き方改革推進のため、現場閉所に取り組んでみませんか。

○GW期間(10連休)を活用した現場閉所の検討をお願いします。

4 月				5 月					
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
		昭和の日	国民の休日	天皇即位の日	国民の休日	憲法記念日	みどりの日	こどもの日	振替休日

← 受発注者間で調整 →

本件についての問合せ先  
土木部技術管理課  
電話:025-280-5392

# 【2019GW】週休2日推進に向けた取り組み状況(富山・石川県、新潟市)

## 富山県、石川県、新潟市の取り組み状況 【アンケート結果より】

### 富山県:

- 土木部の各所属で、ポスター掲示とチラシ配布により、GW中の現場閉所を呼びかけた。
- 土木部内の各所属に文書により周知をした。

### 石川県:

- 県建設業協会にGW期間中の現場閉所の取り組みの協力要請を文書で通知し、会員への周知を依頼。
- 部長名で、GW期間中の現場閉所の取り組みに関する通知文書を発出し、発注者側へ周知。
- 監督員は、受注者と協議を行い、GW期間の現場閉所予定日を確認し、受注者にGW期間(10連休)の現場閉所の協力を要請。

### 新潟市:

- 工事毎に打合せ簿等により受注者へ周知
- 技術管理課長名で工事担当課に文書を発出し、発注者側の周知徹底を図った。また、受注者の現場閉所実施の有無にかかわらず本取り組みに関するアンケート調査を行った。

### 富山県 ポスター・チラシ

工事現場も働き方改革  
今年のゴールデンウィークは  
**現場閉所**  
してみませんか

4月					5月				
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
祝日の 休日		祝日の 休日	祝日の 休日		祝日の 休日	祝日の 休日	祝日の 休日	祝日の 休日	祝日の 休日

建設業は、県民生活や産業の発展を促す重要な役割を担っている一方で、GW期間中は、職員の休暇や、建設現場の安全確保のため、現場閉所を実施する事業者が増えています。現場閉所による安全確保や、職員の休息確保は、事業者にとって重要な課題の一つです。現場閉所を実施する事業者は、事前に関係機関や関係者へ周知し、協力を得ることが重要です。

富山県 建設業協会

### 石川県 通知文書

受発注者間で協議を行い、ゴールデンウィーク期間の現場閉所にご協力頂きたいとお願いたします。

土木部長 → 部内関係各課

土木部長 → 県建設業協会

# 【2019GW】週休2日推進に向けた取り組み状況(市町村)

## ◆ 本取り組みについての市町村からの意見等(市町村協議会員)【アンケート結果より】

### 柏崎市:

- 協議会からの要請があることにより、取組が円滑に進んだ。

### 新発田市:

- 発注済みで工期にGWが含まれる工事について、工事毎に監督員を通じて本取り組みを実施するよう依頼し、請負業者には調整結果を打合せ簿等で提出するように指導した。
- 今年度発注でGW前に契約が見込まれる工事について、特記仕様書に本取り組みを追加した。

### 阿賀野市:

- 統一現場閉所を試み、事前に事業担当課から業者へヒアリングを申し入れたところ、当市は中小企業が多く存し、長期の現場閉所は困難であると回答を得たため、統一的な現場閉所を断念しました。

### 高岡市:

- 受発注者が集まる建設関連懇談会議で取り組みを紹介し、口頭で周知した。
- 関係部署に取り組みを紹介した。

### 黒部市:

- 関連業界が、休みとなったことから今回は、取組はし易かったと思われます。また、年度初めということもあり、工事が最盛期でなかったことも取組は行きやすかったのではと思います。

### 金沢市:

- 周知の方法としては、工事毎に監督員から現場代理人に伝えた。

### 小松市:

- 市より建設業協会など関係団体へ本趣旨を案内し、業界として趣旨を理解して取り組んでほしいと伝えていく。

# 業務・工事の発注サイクル

# 業務における時間外労働規制

- ◆ 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- ◆ 建設業は、改正労働基準法の施行から5年後に罰則付きの時間外労働規制の適用
- ◆ **建設コンサルタント業は「サービス業」であるため、平成31(2019)年4月1日より適用**  
(※ 中小企業は2020年4月1日より(猶予期間1年))



※ 中小企業(サービス業):  
下記のいずれかを満たす場合  
・資本金の額または出資の総額: 5,000万円以下  
・常時使用する労働者数: 100人以下

◆ 法令遵守のためには、受発注者が協力して「週休2日」に取り組むことが必要。

## ①業務執行プロセスの効率化

- ・ウィークリースタンスの全発注者への展開  
「休日明けを期限にしない」「休前日に新たな依頼をしない」  
「16時以降打合せ禁止」等



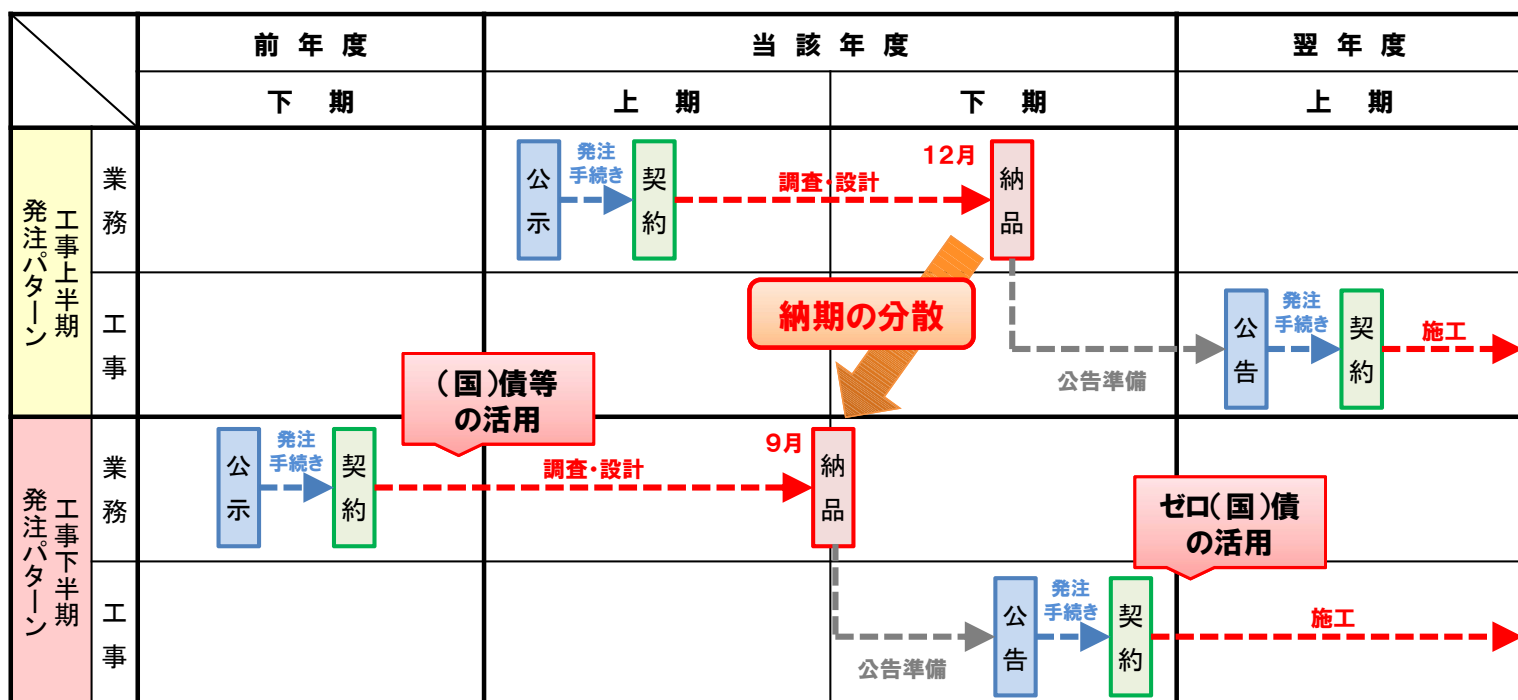
## ②業務の平準化

- ・適切な工期(週休2日を前提とした標準的な契約期間)
- ・国債や繰り越し手続きの活用により、9月納期の契約の拡大や3月納期集中の緩和等(3月に集中する納期を大幅に分散することが必要)

19

# 業務の平準化(業務発注サイクル見直しのイメージ)

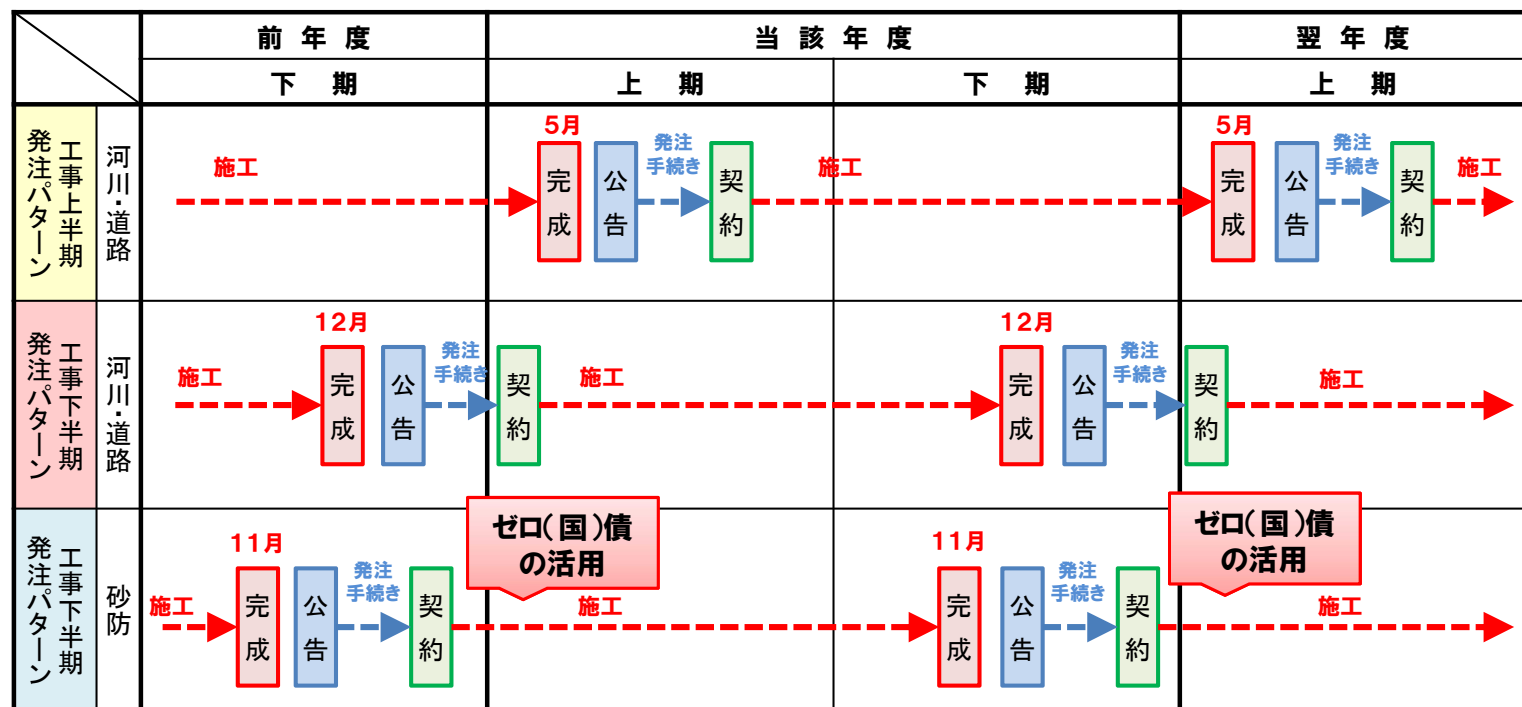
- ◆ 業務の納期は3月末が多く、**年度末に残業(所定外労働時間)が増加**する傾向。
- ◆ ゼロ(国)債活用工事の発注には、当該年度の中旬までに業務成果が必要。
- ◆ 2019年度予算案に**業務の「ゼロ国債」を導入**。
- ◆ 業務での「ゼロ国債」導入により、建設生産システム全体で施工時期の平準化の実現を目指す。



20

# 工事の平準化(工事発注サイクル見直しのイメージ)

- ◆ 工事の終期は3月末が多く、**年度末に土休日施工(所定外労働時間)が増加**する傾向。
- ◆ 工事において、当初予算から**ゼロ(国)債の活用**が可能(H29年度～)。
- ◆ 事業内容に応じて、出水期前工期末(繰越)、降雪期前工期末(年内完成)を設定。
- ◆ 設計ストックの業務発注も含め、建設生産システム全体で**施工時期の平準化**を実現。



21

## 事業スケジュールの暦年化

- ◆ 北陸特有の気候である「冬期降雪時の施工」や「年度末繁忙期の業務・工事集中」を避けるため、事業の進め方改革を進めます
- ◆ 取り組みの第一歩として、道路事業における開通時期等の表現を「年度」から「年(若しくは夏)」に見直します

<道路事業での事例>

	これまでの表現	見直し後
○輪島道路	(H31.3見通し公表)	2022 <b>年夏迄</b> 開通
○砺波東バイパス	2019 <b>年度</b> 開通	⇒ 2019 <b>年内</b> 開通
○水原バイパス	2021 <b>年度</b> 開通	⇒ 2022 <b>年夏迄</b> 開通
○大沢野富山南道路	2019 <b>年度</b> 工事着手	⇒ 2019 <b>年内</b> 工事着手
○浦佐バイパス	2019 <b>年度</b> 工事着手	⇒ 2019 <b>年内</b> 工事着手

22



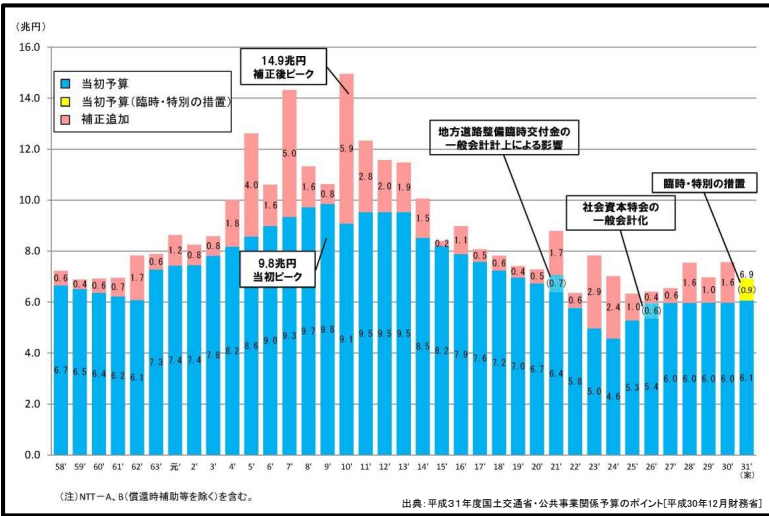


# 建設事業をとりまく現状と課題

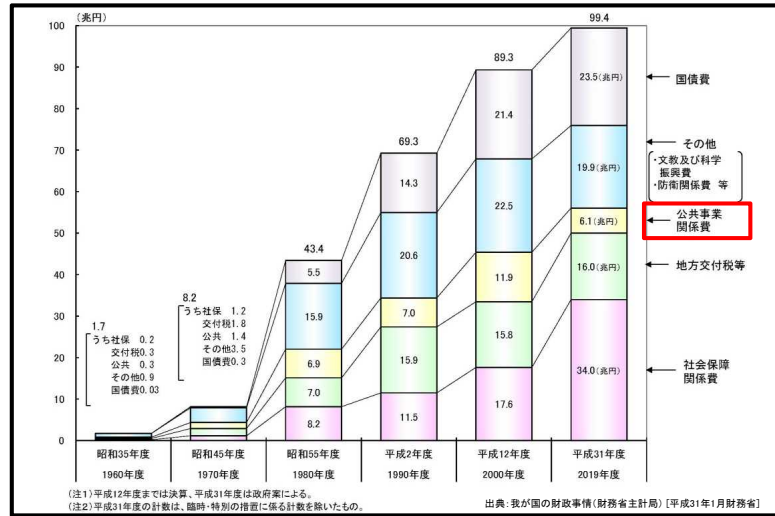
# 建設事業をとりまく現状①（事業費の推移）

◆ 公共事業による社会インフラの整備は、経済活動の活性化や国民生活の向上に大きく寄与するため、維持管理・更新を含めて今後も安定的な確保が必要。

### 公共事業関係費の推移(全国)



### 一般会計歳出の主要経費の推移(全国)



- ◆ 公共事業関係費の当初予算は、平成9年度がピーク、平成24年度が底となっている。
- ◆ 平成23年3月の東日本大震災もあり、平成25年度以降後若干回復し、平成26年度から約6兆円で推移している。

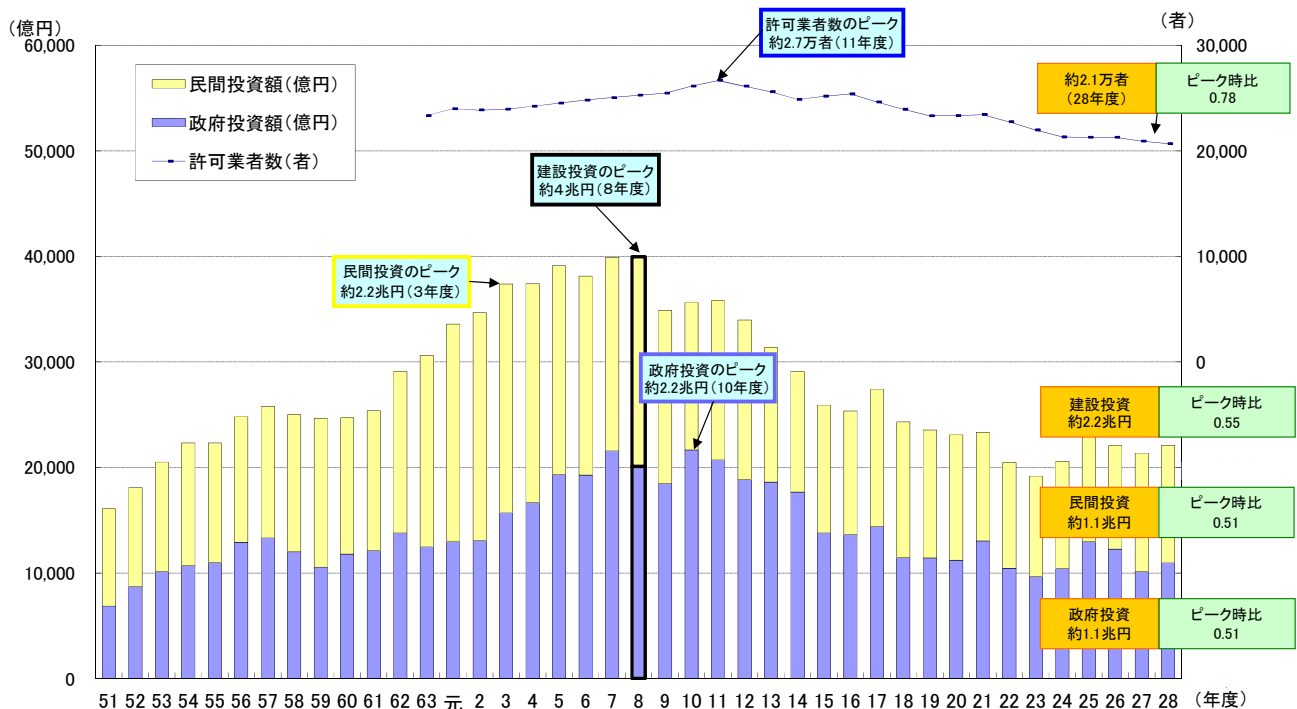
- ◆ 一般会計歳出の推移では、公共事業関係費が占める割合は減少し、社会保障関係費が増大。

# 建設事業をとりまく現状②（事業費の推移）

◆ 建設投資額の減少に伴い、建設業者数も減少。

- 建設投資額(平成28年度見通し)は約2.2兆円で、ピーク時(平成8年度)から約45%減。
- 建設業者数(平成28年度末)は約2.1万業者で、ピーク時(平成11年度末)から約22%減。

### 「北陸」の建設事業を取り巻く現状(建設投資、許可業者数の推移)



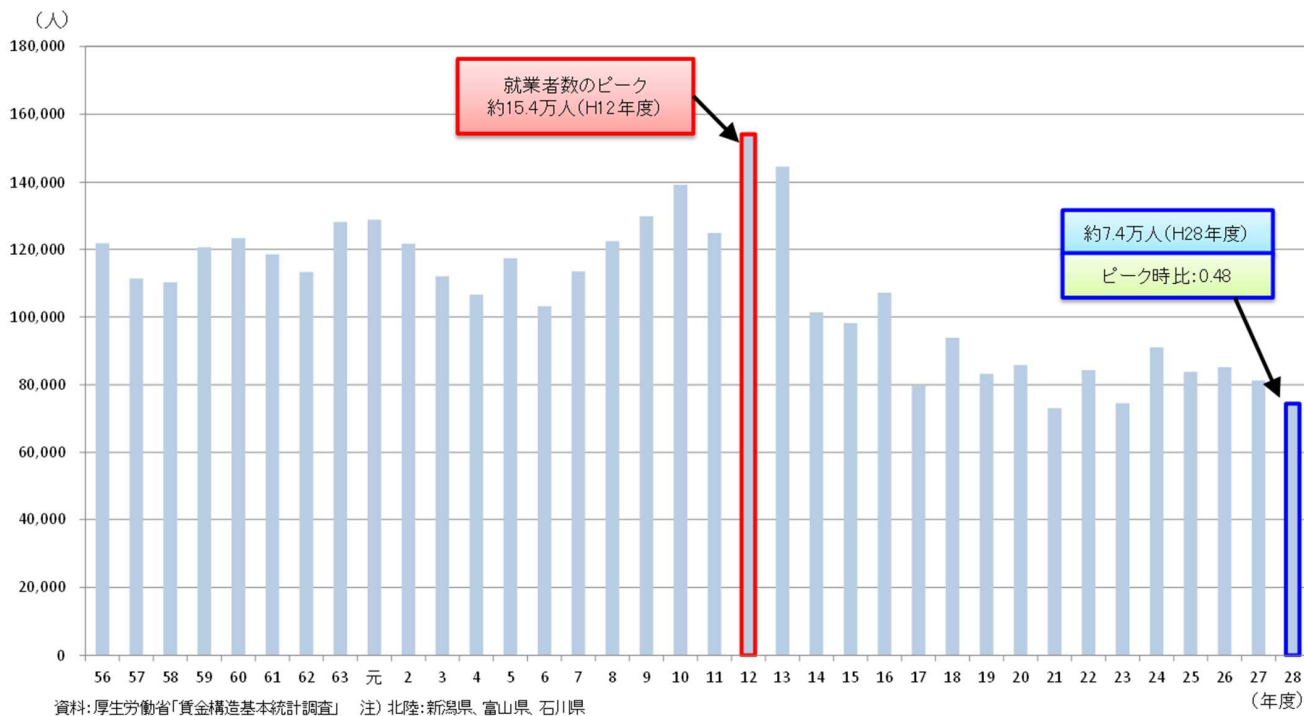
資料:国土交通省「建設総合統計年度報」・「許可業者数調べ」・厚生労働省「賃金構造基本統計調査」  
注1) 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値 注2) 北陸:新潟県、富山県、石川県 注3) 投資額は出来高ベース

# 建設事業をとりまく現状③（建設就業者数の推移）

◆ 建設投資額、建設業者数の減少に伴い、建設就業者数も減少。

□ 建設業就業者数(平成28年平均)は約7.4万人で、ピーク時(平成12年平均:15.4万人)から約52%減。

## 「北陸」の建設事業を取り巻く現状(建設就業者数の推移)

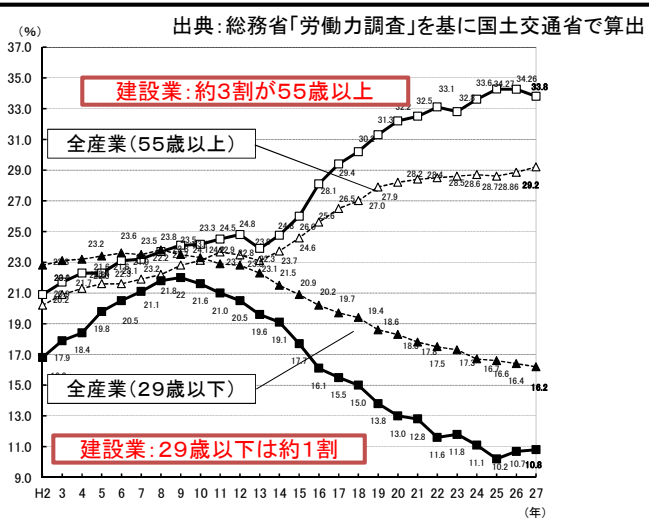


3

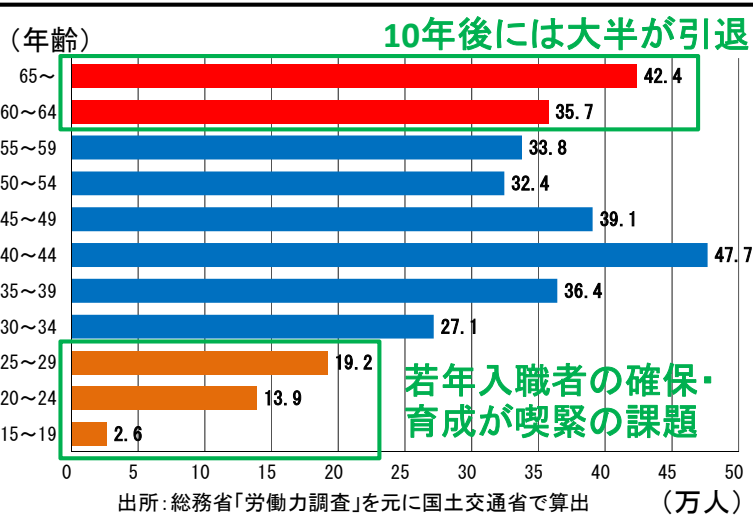
# 建設事業をとりまく現状④（建設従事者の年齢）

◆ 今後、中長期的には、60代以上が大量離職(引退による退職)する可能性があり、担い手の確保、育成が喫緊の課題。

## 建設業の年齢階層別構成比の推移(全国)



## 建設従事者の年齢構成分布(全国)



◆ 建設業就業者は、55歳以上が約34%、29歳以下が約11%と高齢化が進行している。

◆ 60代の建設従事者は10年後には大半が引退  
◆ 若年入職者の確保・育成が喫緊の課題

4

# 建設事業をとりまく現状⑤（頻発する災害）

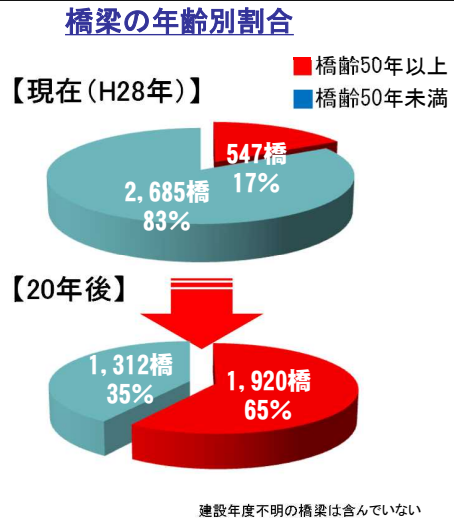
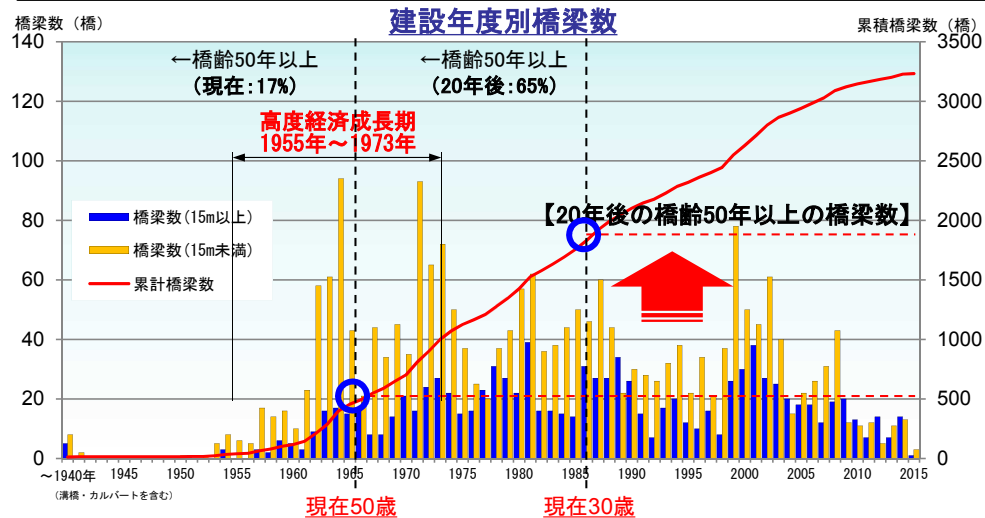
◆ 気候変動により、豪雪、大雨の頻度増加、強い台風の増加等が予測されており、これにより水害、土砂災害等が頻発、激甚化することが懸念。

**H30年豪雪**  
**H19.3.25 能登半島地震**  
**H29.1.16 地すべり (南砺市)**  
**H24.4.22 地すべり (三条市)**  
**H23.7.28 新潟・福島豪雨**  
**H25.5.7 地すべり (魚沼市)**  
**H20.7.28 豪雨**  
 石川県金沢市 (浅野川)  
**H25.7.29 豪雨**  
 石川県小松市 (梯川)  
**H20.2.24 高波災害**  
 富山県黒部市  
**H26.11.22 長野県北部を震源とする地震**  
**H24.4.12 地すべり (糸魚川市)**  
**H24.3.7 地すべり (上越市)**  
**H16.10.23 新潟県中越地震**  
**H19.7.16 新潟県中越沖地震**

# 建設事業をとりまく現状⑥（インフラの老朽化）

◆ 高度成長期以降に整備したインフラが急速に老朽化し、今後20年間で、建設後50年以上経過する施設の割合が加速的に高くなる。

- 北陸地方整備局が管理している道路橋は3,421橋 (H28年4月現在)。
- 建設後50年以上の割合は現在が約17%だが20年後には約65%となり、急速に高齢化・老朽化が進行。



## 管内の橋梁の損傷事例

## 落橋の事例 (沖縄県 辺野喜橋 (2009年7月))

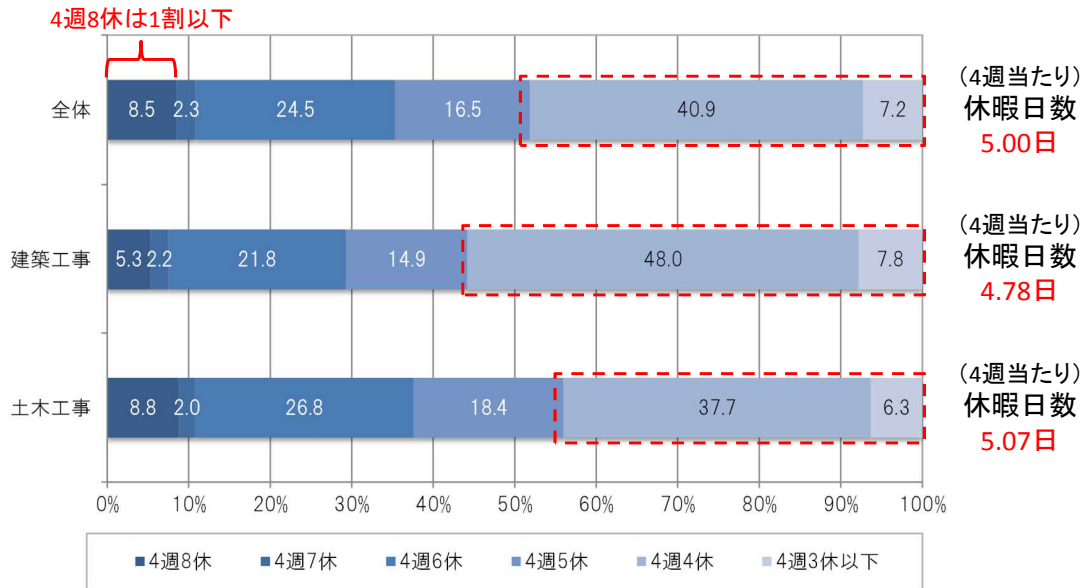


# 建設事業をとりまく現状⑦（建設業における休日の状況）

◆ 中長期的に担い手を確保するために、賃金の改善を図るとともに、週休2日の推進等による労働環境の改善が不可欠。

□ 現在、4週8休は1割以下(全体:8.5%、建築:5.3%、土木:8.8%)

□ 4週当たりの平均休暇日数は「5.00日」(全体)。



※ 建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。  
出典: 日建協「2017時短アンケート2017(速報)」を基に国土交通省が作成